

Title	目で見るWHO 第74号 巻末資料等
Author(s)	戸田, 登美子
Citation	目で見るWHO. 2020, 74, p. 32
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/86522
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

「医療従事者応援はがき・プロジェクト」 ~ ハガキで感謝の気持ちを届けよう ~ 始動中!

主催:日本 WHO 協会·生産技術振興協会

後援:(一社)大阪府医師会 •(一社)大阪府歯科医師会 (一社)大阪府薬剤師会・(公社)大阪府看護協会

[事業概要]

新型コロナウイルスと闘う医療従事者 とその家族を応援するために、小学生・ 特別支援学校生徒からの感謝の気持ちを 伝えるイラストやメッセージを描いたハ ガキを募集し、大阪府内の主要感染症指 定医療機関に贈ります。

[事業趣旨]

困難な状況にある医療従事者とその家 族の励みになることを期待しています。 また、作品募集の過程や作品が寄贈先・ ホームページ上等で公開されることで、 多くの方の支援の必要性の理解に繋がり ます。

8月には「小学生・特別支援学校 生徒対象部門」の作品を募集し、多 くの作品をお届けいただきました。年 内に「中学生対象部門」「高校生対象 部門」を順次実施して行く予定です。



官製はがきの表面に、氏名・ふりがな・学校名・学年・自宅の住所を 記入してください。

裏面にメッセージやイラストをかいて、ポストに出しましょう。

郵送先:〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル内 生産技術振興協会 内「医療従事者応援はがき」係

詳細は、日本WHO協会のホームページをご参照ください。https://www.japan-who.or.jp/

お問い合わせ: infoseisan@gmail.com (メールにてお問い合わせください)

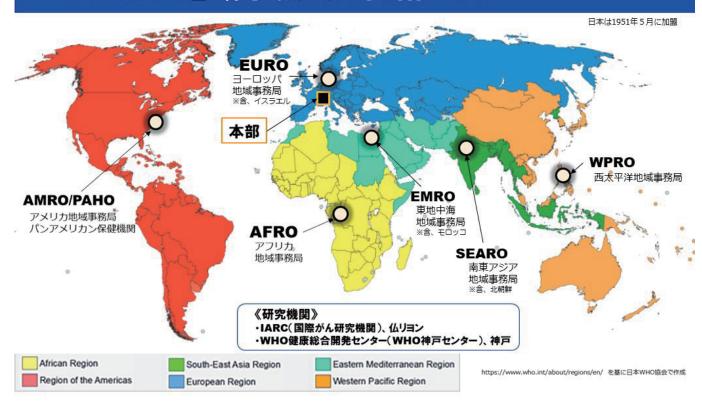
※未発表の作品に限ります。

※応募作品の著作権は主催者に帰属します。

応募いただいた作品は、大阪府内のコロナ対策の最前線の医療機関に寄贈します。

※ 詳細につきましては 日本 WHO 協会ホームページ 及びポスターをご覧下さい。 https://japan-who.or.jp

WHOの地域事務局と管轄エリア(2020年3月現在194か頃・地域と2準加盟地域)



南北アメリカ地域 ヨーロッパ地域

アメリカ合衆国 アルゼンチン アンティグア・バーブーダ ウルグアイ エクアドル エルサルバドル カナダ ガイアナ グアテマラ グレナダ コスタリカ コロンビア ジャマイカ セントクリストファー・ネイビス セントビンセント・グレナディー セントルシア トリニダード・トバコ ドミニカ ドミニカ共和国 ニカラグア ハイチ バハマ バルバトス パナマ パラグアイ ブラジル プエルトリコ* ベネズエラ ベリーズ ペルー ホンジュラス ボリビア メキシコ

(*は進加盟地域)

アイスランド アイルランド アゼルバイジャン アルバニア アルメニア アンドラ イギリス イスラエル イタリア ウクライナ ウズベキスタン エストニア オーストリア オランダ カザフスタン キプロス キルギスタン ギリシャ クロアチア サンマリノ ジョージア スイス スウェーデン スペイン スロバキア スロベニア セルビア タジキスタン チェコ共和国 デンマーク トルクメニスタン トルコ ドイツ ノルウエー ハンガリー フィンランド フランス

ブルガリア

ベラルーシ

ポーランド

ボスニア・ヘルツェゴビナ

ベルギー

ポルトガル マルタ モナコ モルドバ共和国 モンテネグロ ラトビア リトアニア ルーマニア ルクセンブルグ ロシア 北マケドニア

アフリカ地域

アルジェリア アンゴラ ウガンダ エスワティニ エチオピア エリトリア カーボベルデ カメルーン ガーナ ガボン ガンビア ギニア ギニアビサウ ケニア コートジボワール コモロ コンゴ コンゴ民主共和国 サントメ・プリンシベ ザンビア シエラレオネ ジンバブエ セイシェル セネガル タンザニア チャド トーゴ

ナイジェリア

ナミビア ニジェール ブルキナファソ ブルンジ ベナン ボツワナ マダガスカル マラウイ 711 モーリシャス モーリタニア モザンビーク リベリア ルワンダ レソト 赤道ギニア 中央アフリカ 南アフリカ 南スーダン

東地中海地域

アフガニスタン アラブ首長国連邦 イエメン イラク イラン エジプト オマーン カタール クウェート サウジアラビア シリア ジブチ スーダン ソマリア チュニジア バーレーン パキスタン モロッコ ヨルダン リビア レバノン

南東アジア地域

インド インドネシア スリランカ タイネパール バングラデシュ 東チモール ブータン ミャンマー モルディブ 朝鮮民主主義人民共和国

西太平洋地域

オーストラリア カンボジア キリバス クック諸島 サモア シンガポール ソロモン諸島 ツバル トケラウ トンガ ナウル ニウエ ニュージーランド バヌアツ パプアニューギニア パラオ フィジー フィリピン ブルネイ・ダルサラーム ベトナム マーシャル諸島 マレーシア ミクロネシア連邦 モンゴル ラオス 大韓民国 中華人民共和国

WHOインターンシップと 日本WHO協会による支援助成制度

最近WHOインターンシップの制度、申し込み方法などが変わっています。以下はWHOホーム ページよりの情報を抄訳していますが、詳しくはWHOのウェブサイトをご覧ください。 https://www.who.int/careers/internships/en/

WHOインターンシップとは

WHOのインターンシッププログラム は大学及び大学院の学生に対し、WHOの 技術的かつ実施的プログラムに関する理 解を深め、保健分野における彼らの知識 と経験を豊かにし、それによって公衆衛 生の進歩に貢献することを目的として広 範な機会を提供しています。

大多数の学生は保健関係のプログラム に割り当てられますが、専攻分野に応じ コミュニケーション、渉外や人事など、専 門に見合った部門に割り当てられます。 期間はWHOの部門のニーズとインター ンの都合により、6~24週間程度です。 2020年1月から、必要とする学生に対し てWHOが手当てを支給する制度が始ま ります。

どのような人が申し込める?

- ・申し込み時点で20歳以上
- ・大学または正式の資格を得るための相 当の施設に属していること(既に卒業し た人でも卒業後6か月以内なら申し込む ことができる。)
- インターンシップを始める時点で大学 のフルタイム3年間の課程を終了してい る。
- ・第一学位として公衆衛生、医学あるいは WHOの技術的分野に関連する社会分野 の学位を持つ、あるいはマネジメントや アドミ分野の学位をもつ
- ・WHO職員の関係者ではない(子ども、 兄弟、親など)
- 割り当てられたオフィスの仕事上の言 語の少なくとも一つが流ちょうである
- ・以前にWHOのインターンシップに参加 したことがない

インターンの出身国は?

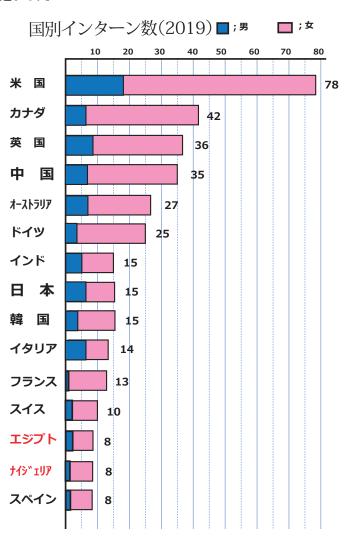
以下の図表はWHOのデータベースか ら集計したものです。

日本WHO協会のインターン シップ支援助成制度とは

日本WHO協会では日本人のインター ンシップを促進する目的で、WHOインタ ーンシップに申し込み採用が決まった人 に対して助成を行っています。詳しくは 次ページの通りです。

日本のインターン数(2015-2019)

暦年	計	男	女
2015	21	6	15
2016	34	15	19
2017	26	6	20
2018	17	7	10
2019	15	6	9
累計	113	40	73



WHO インターンシップ支援助成のご案内

趣旨

日本 WHO 協会が進める WHO への人材貢献推進事業の一環として、WHO にインター ンとして登用された個人 に対し、インターン期間中の生活費等の負担を軽減するために助成を行うものです。

応募資格

WHO の本部、西太平洋地域事務局、健康開発総合研究センター等のインターンシップ制度によりインターンと して登用が決定した者

応募方法

WHO でのインターン採用決定内容と助成支援を必要とする理由(他の支援制度適用の状況等)を付して協会事 務局へ申請してください。 申請は事前申請とし、できれば渡航の1か月前までに申請してください。

申請書必要記載事項(様式不問・メール可)

- ① 氏名等:氏名(フリガナ)、住所、連絡先メール、電話番号
- ② 履歴:生年月日、学歴、職歴、申請時現在の所属、顔写真
- ③ インターン採用の決定内容: 行き先、期間、職務内容(採用内容が分かる WHO 発行資料のコピーを添付
- ④ 助成必要理由:必要経費予想額と他の支援制度適用の状況
- ⑤ 助成金受け取りの国内銀行口座

助成の決定

申請があった者について、面接又は電話等により応募内容や助成の必要性についての確認等をおこなったうえ、 理事会に諮り、助成対象者及び助成内容を決定し、応募者に個別に通知します。

助成対象者の義務等

インターン終了後は、

- (1) WHO での経験を協会機関誌「目で見る WHO」に掲載する記事として報告頂きます。
- (2)「WHO インターン同窓会」(下記 URL) へ登録をして下さい。

登録フォーム; https://forms.gle/t6Lurzv8GURqYabB6

- (3) 約1年間は、ファクトシートの翻訳のお手伝い等をしていただきます。 お手伝いいただく内容については、個別にご相談をさせていただきます。
- (4) 日本 WHO 協会では、いままでも WHO インターン修了者の方々とのネットワークを大切にし、いろんな機 会に日本 WHO 協会の活動にご協力いただいてきました。これは、義務ではありませんが、インターン終了後、 賛助会員(個人又は学生)に入会いただけると大変にうれしいです。。
- (5) 助成金使途についての報告明示義務はありませんが、何らかの事情によりインターンを中止、中断した場合 には直ちにその旨を連絡頂き、個別事情により助成金を返還頂く場合があります。

20191008

(公社)日本WHO協会の沿革

★は世界保健機関(WHO)の沿革

A 1040	[11110 字立] 17744.] 「京本の本田株田」、1 ~ 11110 1424 11110 1274
★ 1948	「WHO 憲章」が発効し、国連の専門機関として世界保健機関(WHO)が発足。
1965	WHO 憲章の精神普及を目的とする社団法人日本 WHO 協会の設立が認可された(本部京都)。
	WHO講演会等の事業活動を開始。
1966	世界保健デー記念大会開催事業を開始。
1968	「目で見る WHO」発行開始
1970	青少年の保健衛生意識向上のため、作文コンクール事業を実施。
1981	老年問題に関する神戸国際シンポジウムを実施。
1985	WHO 健康相談室を開設、中高年向け健康体操教室を実施。
1994	海外の WHO 関連研究者への研究費助成事業を実施。
★ 1996	WHO 健康開発総合研究センター(WHO 神戸センター)開設。
1998	京都にて WHO 創設 50 周年シンポジウム「健やかで豊かな長寿社会を目指して」を実施。
2000	健康フォーラム 2000 をはじめ、全国各地でもフォーラム事業を実施。
2006	事務局を京都より大阪市に移転。セミナー事業を開始。
2007	財団法人エイズ予防財団(JFAP)のエイズ対策関連事業への助成を開始。
2008	事務局を大阪商工会議所内に移転。
2009	「目で見る WHO」を復刊。パンデミックになったインフルエンザに対応し対策セミナーを実施。
2010	WHO 神戸センターのクマレサン所長を招き、フォーラム「WHO と日本」を実施。
2011	メールマガジンの配信を開始。
	WHO インターンシップ支援助成を開始。
2012	公益社団法人に移行
	世界禁煙デーにあたって WHO 神戸センターのロス所長を招き、禁煙セミナーを実施。
2013	第5回アフリカ開発会議(TICAD)公式サイドイベントとしてフォーラムを実施。
2014	WHO 本部から発信されるファクトシートの翻訳出版権を付与される。
2019	グローバルヘルス研究会「関西グローバルヘルスの集い」開始

第二次世界大戦後の硝煙さめやらぬ1946年7月22日、世界の61カ国がニューヨークに集い、すべての人々が最 高の健康水準に達するためには、何をすべきかを話し合い、その原則を取り決めた憲章が採択され、1948年4月7 日国連の専門機関として世界保健機関 WHO が発足しました。

当協会はこの WHO 憲章の精神に賛同した人々により、1965 年に民間の WHO 支援組織として設立され、グロー バルな視野から人類の健康を考え、WHO 精神の普及と人々の健康増進につながる諸活動を展開してまいりました。

歷代会長・理事長、副会長・副理事長(在職期間)

会長理事長	中野種一郎(1965-73) 平沢 興(1974-75) 奥田 東(1976-88) 澤田敏夫(1989-92) 西島安則(1993-06) 忌部 実(2006-07) 字佐美 登(2007-09)	副理事長	松下幸之助(1965-68) 野辺地慶三(1965-68) 尾村偉久(1965-68) 木村 廉(1965-73) 黒川武雄(1965-73) 武見太郎(1965-81) 千 宗室(1965-02)	羽田春免(1984-91) 佐野晴洋(1989-95) 河野貞男(1989-95) 村瀬敏郎(1992-95) 加治有恒(1996-98) 坪井栄孝(1996-03) 堀田 進(1996-04)	中野 進(1998-06) 高月 清(2002-06) 北村李賢(2002-04) 植松治雄(2004-06) 下村 誠(2006-08) 市橋 誠(2007) 更家悠介(2008-12)
11/	字佐美 登(2007-09)		千 宗室(1965-02)	堀田 進(1996-04)	更家悠介(2008-12)
	關 淳一(2010-17)		清水三郎(1974-95)	奥村百代(1996-06)	更家悠介(2018-)
中村 安秀(2018-)		花岡堅而(1982-83)	末舛恵一(1996-04)	生駒京子(2018-)	

WHO憲章

世界保健機関(WHO)憲章は、1946年7 月22日にニューヨークで61か国の代表に より署名され、1948年4月7日より効力 が発生しました。日本では、1951年6月 26日に条約第1号として公布されました。 その定訳は、たとえば「健康とは、完全

な 肉体的、精神的及び社会的福祉の状 態であり、単に疾病又は病弱の存在しな いことではない。到達しうる最高基準の 健康を享有することは、人種、宗教、政 治的信念又は経済的若しくは社会的条件 の差別なしに万人の有する基本的権利の

一つである」といったように格調高いも のです。日本WHO協会では、21世紀の 市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、 理事のメンバーが討議を重ね、以下のよ うな仮訳を作成しました。

日本WHO協会理事長 中村安秀

世界保健機関憲章前文(日本WHO協会仮訳)

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.

The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States.

The achievement of any States in the promotion and protection of health is of value to all.

Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.

Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.

The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.

Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.

Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.

ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of cooperation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸 原則が全ての人々の幸福と平和な関係と安全保障 の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないという ことではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社 会的にも、すべてが 満たされた状態にあることを いいます。

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によっ て差別されることなく、最高水準の健康に恵まれ ることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひ とつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と 安全を達成するための基礎であり、その成否は、個 人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにか かっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することが できれば、その国のみならず世界全体にとっても 有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異 なると、すべての国に共通して危険が及ぶことに なります。

子供の健やかな成長は、基本的に大切なことです。 そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら 生きていける力を身につけることが、この成長の ために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関 連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが 不可欠です。

一般の市民が確かな見解をもって積極的に協力す ることは、人々の健康を向上させていくうえで最も 重要なことです。

各国政府には自国民の健康に対する責任があり、 その責任を果たすためには、十分な健康対策と社 会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を 増進し保護するため互いに他の国々と協力する目 的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第 57条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世 界保健機関を設立します。

編集委員のページ



戸田 登美子 甲南女子大学看護リハビリテーション学部看護学科 講師

看護師として病院で勤務した後、日本看護協会国際部、看護系大学等で勤務。

新型コロナウイルスと温故知新

新型コロナウイルスは、経済発展や権利が特定の地域、人々に集中していた今までの世界から、気に留めら れることの少なかった人々、仕事、地域に注目する世界へ変容させようとしているようです。何気ない日常生 活が、どれだけ多くの人々、多様な仕事によって支えられてきたか、そして彼らに、いかに気を留めていなかっ たかを、コロナにより実感しています。コロナは、一極集中型の繁栄、マイノリティの排除や差別といった私た ちが意識・無意識のうちに築き上げた社会から、多様性の理解、受容、そしてより統合された社会へ再構築す るよう警告しているのかもしれません。

コロナ対策においては、とかく、患者に対応している医療従事者の実情が注目されがちです。しかし、 vulnerableとされる人々をコロナから守ることは、最前線に立つ医療従事者だけの任務ではありません。これ は、地球市民として、私たち全員に課せられた任務でもあると思います。そして、私たちがすべきことは、まさ にナイチンゲール(1820-1910)が唱えた換気、環境、日々の体調観察に他なりません。

2020年は、Nursing Nowでも紹介されているように、ナイチンゲールの生誕から200年目にあたります。私 たちは、過去から学び、現在を洞察することで、未来に希望を抱き、よりよい世界を築くことができます。最先 端の科学に希望を抱くとともに、コロナが私たちに突きつける意味を先人の知恵に温ね、ポストコロナの世界 へ一歩踏み出していきたいと思います。

寄付者のご芳名

当協会にご寄付いただいた方々のご芳名を掲載させていただきます。 (匿名希望を除く。50音順、2020年8月末現在) この紙面をかりて厚くお礼申し上げます。

> 池上 志津 様 北山 瑞世 様 木下 誠一 様 國司 有香 様 条原 宗一郎 様 新居 誠一郎 様 吉川 貴子 様 サラヤ株式会社 様

(一社) 生產技術振興協会 様

グローバルな視野から健康を考え、 国の内外で人々の健康増進につながる諸活動と WHO憲章精神の普及活動を展開しています。 私たちの活動に賛同し、

継続的ご支援頂ける方の入会をお待ちしています。

会員種別	年会費
正会員:個人	50,000円
正会員:法人	100,000円
個人賛助会員	1口:5,000円
学生賛助会員	1口:2,000円
法人賛助会員	1口:10,000円

目で見る

2020 秋号 No.74 2020年 10月 1日 発行 定価 1000円 (税別)

> 発行者 中村安秀

編集委員

安田直史(編集長) 磯邉綾菜 小笠原理恵 佐伯壮一朗 白野倫徳 鈴木大地 戸田登美子 藤井まい 松澤文音 柳澤沙也子 山田絵里 吉川健太郎 渡部雄一

発行所 公益社団法人 日本WHO協会 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル5F TEL ° 06-6944-1110 FAX ° 06-6944-1136 $URL \circ \ https://www.japan-who.or.jp/$

> 印刷 株式会社 因州屋 TEL ° 06-4308-1761

WHO への人的貢献を推進しよう



株式会社プロアシスト 代表取締役社長 生駒 京子

〒540-0031 大阪市中央区北浜東 4-33 北浜ネクスビル 28F TEL 06-6947-7230 FAX 06-6947-7261

日本ポリグル株式会社

代表取締役 小田 節子

〒540-0013 大阪市中央区内本町 2-1-19 TEL 06-6967-8777 FAX 06-6967-2888

新居合同税理士事務所

代表税理士 新居 誠一郎

〒546-0002 大阪市東住吉区杭全 1-15-18 TEL 06-6714-8222 FAX 06-6714-8090

岩本法律事務所

弁護士 岩本 洋子 弁護士 藤田 温香

〒541-0041 大阪市中央区北浜 2-1-19-901 サンメゾン北浜ラヴィッサ 901 TEL 06-6209-8103 FAX 06-6209-8106

MKINCHO

化学遺産に認定されました

日本化学会 認定化学遺産 第041号『日本における殺虫剤産業の発祥を示す資料』





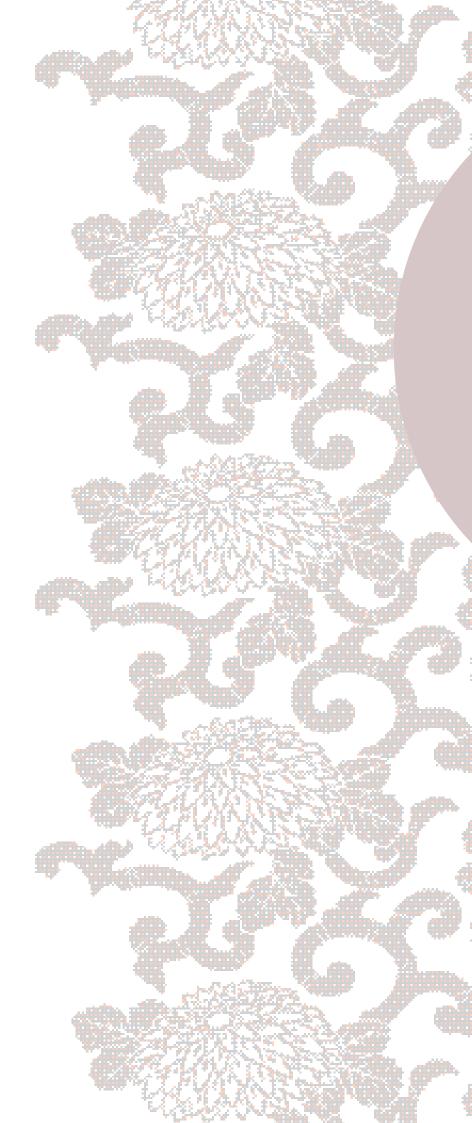




日本の殺虫剤産業は、弊社創業者の上山英一郎と除虫菊との出会いから始まり、有用な 化学製品である世界初の蚊取り線香やエアゾール殺虫剤の製品化、ならびに除虫菊に含 まれる有効成分・ピレトリン類に関わる化学的研究を礎として現在に至っております。

広告に関する一切の責任は広告主に帰属し、また、当協会が広告内容について推奨するものではありません。





公益社団法人 日本WHO協会 Friends of WHO Japan

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル5F TEL。06-6944-1110 FAX。06-6944-1136 URL。http://www.japan-who.or.jp/